

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 0 月 8 日

訪問介護事業所 管理者各位  
居宅介護支援事業所 管理者各位

佐世保市指導監査課長

令和 2 年度介護サービス事業所実地指導の結果を踏まえた  
指定訪問介護の通院等乗降介助のサービス提供及び算定について  
(通知)

日頃より、佐世保市における介護保険事業にご協力いただきましてありがとうございます。

令和 2 年度に介護保険法第 2 3 条に基づき実施した実施指導の際に、標記サービスについて不適切な事案が確認されたため、令和 3 年度集団指導の指導事項として通知し、関係する事業所へ改めて基準等を確認していただき、今後の適正な介護保険サービスの運営及び介護報酬請求を引き続きお願いするところです。

つきましては、次の基準等に係る解釈及び取扱いにつきまして、算定の留意事項通知及び関連する Q & A をもとに、以下のとおり通知しますので、関係者各位にご周知の程をよろしくお願いいたします。

記

1. 通院等乗降介助の算定の原則

① 訪問介護の事業

以下の法の定義及び居宅条例の基本方針のとおり、利用者（要介護者）の居宅を訪問しサービスを提供することが訪問介護である。また、指定訪問介護事業者が行う通院等乗降介助も同様であり、居宅から病院等（外出先）まで、又は病院等（外出先）から居宅まで、移動介助等を行うものである。

**法第 8 条第 2 項**

この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅（\*a）において介護を受けるもの（\*b）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介

護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(\*c)をいう。

\*a：老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第十一項及び第二十一項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。

\*b：以下「居宅要介護者」という。

\*c：定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第十五項第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。

### 居宅条例第5条

指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

## ② 通院等乗降介助のサービス行為（通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合）

[居宅算定基準別表の1注4]

次のア及びイ、又はア及びウの具体的介助行為を行った場合

ア．自らの運転する車両への乗車又は降車の介助

イ．乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助

ウ．通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助

（例）利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合。

[居宅・支援算定留意事項第2の2(7)⑤]

注1 これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。

[居宅・支援算定留意事項第2の2(7)⑤]

注2 ア～ウを一連のサービス行為として含むものである。

（例）通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「目的地(病院等)に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれる。

[居宅・支援算定留意事項第2の2(7)⑥]

③ 居宅サービス計画にあらかじめ位置付けて以下を明確に記載

[居宅・支援算定留意事項第2の2(7)⑦]

- ア. 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由
- イ. 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨
- ウ. 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること

④ 算定に係る事項

- ア. 「通院等乗降介助」の所定単位数を算定することとし、「身体介護中心型」の所定単位数は算定不可（下記2の場合を除く）

[居宅・支援算定留意事項第2の2(7)①]

- イ. 移送行為（運転時間中）は算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は評価しない

[居宅・支援算定留意事項第2の2(7)①]

- ウ. 片道につき所定単位数を算定可（乗車と降車のそれぞれについて区分しての算定不可）

[居宅・支援算定留意事項第2の2(7)②]

- エ. ②ア～ウをそれぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「身体介護中心型」として算定不可

[居宅・支援算定留意事項第2の2(7)⑥]

- オ. 複数の訪問介護員等が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の「通院等乗降介助」として算定可（訪問介護員等ごとに細かく区分して算定不可）

[居宅・支援算定留意事項第2の2(7)⑥]

- カ. 複数の要介護者に「通院等乗降介助」を行ない、乗降時に利用者1人に1対1で介助する場合には、それぞれ算定可（なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化すること）

[居宅・支援算定留意事項第2の2(7)③]

2. 「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる場合

- ① 以下のア～ウをすべて満たす場合は、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定可（「通院等乗降介助」の所定単位数は算定不可）

[居宅・支援算定留意事項第2の2(8)]

- ア. 要介護4又は要介護5の利用者
- イ. 乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)

ウ. 手間のかかる身体介護を行う場合

- ② 前記①の場合で、往復について2時間未満の間隔で提供する場合は、往復の所要時間を合算した「身体介護中心型」で算定

[居宅・支援算定留意事項第2の2(4)④]

3. 2人体制の通院等乗降介助

[H15 介護報酬 Q&A28]

- ① 訪問介護員等 1 人が同乗して移送中の介護も含めた介護行為を行う場合

同乗した訪問介護員等 1 人の所要時間に応じて「身体介護中心型」の所定単位数を算定し、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定不可

- ② 重度の要介護者（要介護4又は要介護5 上記2①ア）に利用者の状況等によりやむを得ずに訪問介護員等 2 人によるサービス提供が必要となった場合

次のア又はイなど、利用者の状況等によりやむを得ずに 2 人の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合に限り、2 人の訪問介護員等によるサービス提供時間に応じた「身体介護中心型」の 100 分の 200 に相当する単位数を算定可

ア. 体重が重い利用者に重介護を内容とする訪問介護を提供する場合  
イ. エレベーターの無い建物の 2 階以上の居室から外出させる場合

- ③ 前記①及び②をともに行う場合

例えば、2 人の訪問介護員等が移動介助・乗車介助を行う場合は、2 人の訪問介護員等によるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合が小さいため、それぞれの訪問介護員等のサービス提供時間に応じて訪問介護員等ごとに「身体介護中心型」を算定できる。

4. その他

- ① 「通院等乗降介助」及び「身体介護中心型」の適用関係

居宅サービス計画及び訪問介護計画に「通院等乗降介助」を位置付け、又は算定する場合には、以上のほか平成 15 年 5 月 8 日老振発第 0508001 号・老老発第 0508001 号「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等についての別紙「「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係」を参照すること。

- ② 以上で取上げた事項のほかについては、算定基準、留意事項通知、

及びQ & Aを確認すること。

③ 令和3年12月以降のサービス提供については、請求誤りがないようにすること。

④ ③以前の「通院等乗降介助」に関する請求の過誤について  
請求誤りについては、市長寿社会課へ相談のうえ、必要に応じて過誤調整を行うこと。

⑤ 提供拒否の禁止について

[居宅条例第10条]

運営基準において、「指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。」と規定されており、正当な理由がなく「通院等乗降介助」のサービス提供を拒むことは、運営基準違反に該当するので留意すること。

## 5. 法令等略号

通知で使用した法令等の略号は、以下のとおり。

(略号)	(法令等の名称等)
法	[介護保険法] 平成9年12月17日 法律第123号
居宅条例	[佐世保市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例] 平成31年3月20日 条例第30号
居宅予防基準解釈	[指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について] 平成12年3月1日 老企第25号通知
居宅算定基準	[指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準] 平成11年9月17日 厚生省告示第19号
居宅・支援算定留意事項	[指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について] 平成12年3月1日 老企第36号通知
H15 介護報酬 Q&A	[介護報酬に係るQ&A] 平成15年5月30日 事務連絡 介護保険最新情報 vol.151

以 上